

○大阪市業務委託成績評定要領の運用

(通則)

- 1 評定は、正確な資料及び監督、検査で確認した事実に基づき、業務の条件等を勘案のうえ、業務ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に評定を行うものとする。

(評定の特例)

- 2 受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における業務の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある業務の出来形がない場合は、この限りでない。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該業務委託は評定の対象としないものとする。

(業務履行中に生じた事由による減点)

- 4 当該業務の履行中に、受注者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置がとられた場合は、当該業務の総合評定点に対して、表1により15点まで減点することができる。

表1 指名停止等の措置がとられた場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止期間 1月まで	指名停止期間 が1月を超える
考 査 点	-3点	-5点	-10点	-15点

【適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書、調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・法令等に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務に関して逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

(業務完了後に生じた事由による減点)

- 5 当該業務の成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条

項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合は、当該業務の総合評定点に対して、表2により20点まで減点することができる。

ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

表2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	-10 点	-20 点

6 局長等は、指定職員が大阪市業務委託成績評定要領（以下、「成績評定要領」という。）第6条の規定による通知を行った後、受注者が当該契約に関して次に定める措置内容に該当した場合は、それぞれに定める点数を当該契約の評定結果から減点するものとする。

①大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づき措置されたことによる減点

措 置 等 の 内 容	点 数
1 当該契約に関して指名停止期間が3月以上	-10点
2 当該契約に関して指名停止期間が2月以上3月未満	-8点
3 当該契約に関して指名停止期間が1月以上2月未満	-6点
4 当該契約に関して指名停止措置要綱上の警告	-4点
5 当該契約に関して指名停止措置要綱上の注意喚起	-2点

注1) 対象は、当該措置を行った日の属する年度を含む過去2年度間に完成検査を実施したものとする。

注2) 「大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づき措置されたことによる」とは、受注者が同要綱に定める措置要件に明らかに該当するが、入札参加資格の登録を行っていないことにより指名停止等の措置がなされなかった場合も含むものとする。

②大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき措置されたことによる減点

措 置 等 の 内 容	点 数
1 当該契約に関して入札等除外	-10点

注1) 対象は、当該措置を行った日の属する年度を含む過去2年度間に完成検査を実施したものとする。

注2) 「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき措置されたことによる」とは、受注者が同要綱に定める措置要件に明らかに該当するが、入札参加資格の登録を行っていないことにより入札等除外等の措置がなされなかった場合も含むものとする。

(評定の修正)

7 成績評定要領第7条に定める評定を修正する必要があると認められるときは、次

の場合とする。

- ① 前2項による減点を行った場合
- ② 当該業務に関し、評定上の考査誤りあるいは計算誤りが判明した場合。

(対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い)

- 8 対象業務が、「測量業務、地質調査、単純調査等業務」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の考査をもって評定点とみなすものとする。

(通知及び回答の方法等)

- 9 成績評定要領第6条から第9条に定める通知及び回答の方法等は、次のとおりとする。
 - ① 通知及び回答の方法は、手渡しまたは大阪市契約規則第25条第2項に規定する郵便等（書留郵便等配達記録が残るもの。以下、「郵便等」という。）により、書面にて行う。手渡し場合には、それぞれの様式下段の説明欄に日付を記入し、その書面の写しに受注者名及び受取者の記名を受ける。
 - ② 通知日及び回答日は、手渡しの場合は、それぞれの様式の下段の説明欄に記入した日とし、郵送等の場合は到達日とする。
 - ③ 前2号の書面（写し）の保管は、当該業務を所管する担当とする。

(その他)

- 10 成績評定要領第6条「局長等が指定する職員」とは、「業務を所管している担当課長」等とする。

附 則

- 1 この運用は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この運用は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつてはこの規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあつては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用する。